

バートルビィに公正であること Doing Justice to Bartleby 「書記バートルビィ」における不可能な判断について The Impossible Judgements in “Bartleby, the Scrivener”

福本 圭介
FUKUMOTO Keisuke

現代に欠けているのは、反省ではなくして、情熱である。
キルケゴール『おそれとおののき』

0. 「バートルビィ体験」

バートルビィとは、理性にとって一つの逆説である。では、逆説とは何か。それは、理性の躓きの石、理性に突きつけられた把握不可能な異物である。人はひとたび逆説に突き当たると、突如としてその安定した視座を奪われ、それとの解消不可能な関係におかれる。人はそれ以上進めず、しかもそこから離れることもできず、分裂した感情を抱えたままそこで立往生する。ハーマン・メルヴィル Herman Melville の短編小説「書記バートルビィ」“Bartleby, the Scrivener” (1856)¹ は、バートルビィという逆説に突き当たった一人の弁護士の物語である。この小説の副題は“A Story of Wall-street”であるが、弁護士がその歩みのなかで直面しつつける「壁 wall」とは、理性の通行を拒む逆説的状況、理性が乗り越え不可能な「壁」である。全ては、青年バートルビィとの出会いから始まる。バートルビィとの出会いは弁護士の面前に奇怪な「壁」を出現させ、弁護士は幾度もそれに突き当たることになる。そしてさらに弁護士は、「壁」へと向かう不可能な、不可能というほかない異常な一步をバートルビィによって迫られることになるだろう。バートルビィをめぐる弁護士のこの特異な体験を「バートルビィ体験」² と

いう名称で呼ぶとすれば、この小説は、まぎれもなくこの奇怪な「壁」の体験、「バトルビ体験」を語るテキストとしてわれわれの前にある。

これまでバトルビという登場人物は、「バトルビとは何か？」という問いのもとに、批評家たちによって様々なレッテルを貼られてきた。「超絶主義者」「分裂病者」「プロレタリアート」さらには「ネイティブ・アメリカン」等々。しかし、バトルビをすぐさまテキスト外の参照物へと送り返す前に、この小説の形式、つまり、物語を語っているのは弁護士であるという決定的な水準に注目すべきである。この物語はどこまでも弁護士のバトルビ体験を語るのだ。³ われわれは、この水準に踏みとどまる。バトルビとは何かという問いの前、そもそも弁護士が語る「バトルビ体験」とはいったいいかなる体験なのかということ、それこそがわれわれが向かう問いである。そしてそのかぎりでのみ、バトルビとは何かという問いが問題として浮上するだろう。「バトルビ体験」とは、後に詳しく述べるように、理性がそれ自身の不可能性に突き当たるような理性の限界体験である。弁護士は、幾度も判断不可能な苦境に直面し、その不可能性のただなかで判断/決定を試みようとするのだ。注目すべきは、このテキストが、このような「判断する」という行為の例外状況を問題化しながら、ひるがえって「判断する」という行為を徹底的に問い直している地点である。その思考の先端は「判断するとはいかなる社会関係を生きるのか？」という問いにまで達している。メルヴィルによって書かれたこの特異な短編小説は、「判断する」という行為をめぐる、「判断」と「公正」、あるいは、「判断」と「責任」の関係を繊細に問う高密度のテキストとしてあるのだ。本論は、このテキストの持つ思考の強さと繊細さ、その両者が切り結ぶ地点に向けての一つの応答の試みでありたいと思う。

1. 非一意味との遭遇

弁護士の「バトルビ体験」は、まず、物語のなかで幾度も反復されるバトルビの決まり文句「I would prefer not to」（「せずつまめば、ありがたいのですが」）との遭遇から始まる。バトルビはこの決まり文句によって「常識

common sense」(13)あるいは「慣例 common usage」(13)に従った弁護士の要求をことごとく拒否する(文書の照合の拒否、郵便局への使いの拒否、書類を括ることの拒否等々)。そして弁護士はこの言葉によって自らの要求が否定されるたびに奇妙なかたちで仰天狼狽させられてしまうのだ。この決まり文句が単に特定の要求を否定しているのではないことに注意しよう。もしそうであるなら、弁護士は「常識」に従ってすぐさまバトルビーを解雇することができるだろう。しかし、弁護士はそうできない。弁護士はこの奇怪な「否」によって奇妙にも怒りを解除され、それどころか理性を根底から揺すぶられてしまう。弁護士は次のように語っている。

It is not seldom the case that when a man is browbeaten in some unprecedented and violently unreasonable way, *he begins to stagger in his own plainest faith*. He begins, as it were, vaguely to surmise that, wonderful as it may be, *all the justice and all the reason is on the other side*. Accordingly, if any disinterested persons are present, he turns to them for some reinforcement for his own faltering mind.

“Turkey,” said I, “what do you think of this? *Am I not right?*” (13-4)

これは、「激しく非合理的な」ものに遭遇して仰天狼狽させられた者の言葉である。バトルビーが突きつける奇怪な「否」の衝撃力は、単に「常識 common sense」に従ってなされる個々の要求を否定するところにあるのではない。それは、弁護士の判断力を支える「共通感覚 common sense」⁴ そのものを根底から揺るがすような仕方ですべて「否」を突きつけてくる場所にある。判断の土台である「共通感覚」の空間そのもの、弁護士の「理性 reason」「正義 justice」の空間そのものが、この奇怪な「否」によって瓦解させられてしまうのだ。「私は正しくないのだろうか?」という狼狽した弁護士の問いは、弁護士の「共通感覚」、すなわち正／不正を規定する弁護士の判断力の足場そのものがバトルビーの奇怪な「否」によって突き飛ばされていることを示している。

バトルビーの奇怪な否定句 “I would prefer not to” は、何かを積極的に「意味する」のではない。この奇怪な否定句は、いわゆる「意味する」のとは別の仕方で作動する。それはいわば意味しないのだといってもよい。ただし、この決まり文句は無意味なのではない。そうではなく、この奇怪な否定は、意味／無意味を決定する社会的な「意味 sense」の空間そのものを中断させるのだ。例えば、「な

ぜ拒むのだ？」と問いかける弁護士に対してバートルビィは、「せうにすめばありがたいのですが」(13)と答えている。これは弁護士のみならず読者にとっても意味不明で不可解な返答である。ただはつきりしているのは、この決まり文句が弁護士が答えを期待しているのとはまったく違う方向から、突如、到来していることである。重要なのは、この意外性そのものだ。バートルビィの奇怪な「否」は、期待の地平そのものを裏切って意味空間に飛び込んできて、期待されたコミュニケーションの回路そのものを中断させるのだ。この奇怪な「否」のもつその絶対的異物性を「ノン・センス」あるいは「非-意味」と呼ぶとすれば、弁護士の「バートルビィ体験」は、まさに非-意味の体験として始まっているのだといえる。⁵ しかもこの体験は、非-意味 (non-sense) によって理性 (common sense) がどんと突き返され、動揺させられるという受動的な驚きの体験なのだ。唐突な非-意味との遭遇、そしてそこに生じている驚愕の体験こそ「バートルビィ体験」の発端である。

2. デッド・レターとしてのバートルビィ

「バートルビィ体験」は、理性 (common sense) が非-意味 (non-sense) によって突き放されるという特異な体験として始まる。しかし、これは単にバートルビィの発する奇怪な言葉のためばかりではない。弁護士にとっては、バートルビィという若者そのものが理性的空間を揺さぶる「非-意味」として出現しているのだ。ある日曜日の朝に弁護士はふと法律事務所を訪れ、そこに住み着いているバートルビィを意外にも発見してしまう。その時の奇妙な体験を弁護士は次のように語っている。

[T]he apparition of Bartleby appeared....

Now, the utterly unsurmised appearance of Bartleby, tenanting my law-chambers of a Sunday morning, with his cadaverously gentlemanly nonchalance, yet withal firm and self-possessed, had such a strange effect upon me, that incontinently I slunk away from my own door, and did as desired. But not without sundry twinges of impotent rebellion against the mild effrontery of this unaccountable scrivener. (19)

弁護士は、法律事務所という理性的空間からバトルビーによって突き返されてしまう。この弁護士の体験には、奇怪な「否」「I would prefer not to」によって弁護士が驚愕させられるのと同型の構造があるといつてよい。弁護士は、「まったく思いがけないバトルビーの出現」によって、法律事務所という最も親しみ深い場所から突き放されてしまっているからだ。当然そこにいるはずのない者がそこに堂々としかも落ち着きはらっているというノン・センスな事態に弁護士は遭遇し、まさにその意外性によってその場から突き返されてしまうのである。さらにここで注目すべきは、そのような「奇妙な効果」を引き起こすバトルビーが“apparition”と呼ばれていることである。この“apparition”という言葉は「突然現れるもの」とか「突然現れる人」といった思いがけないものの遭遇を想起させる言葉である。しかし同時に、この言葉は「幽霊」を意味することに注意しよう。この比喩は、バトルビーと弁護士の特異な関係、「バトルビー体験」の構造を読み解くための一つの重要な鍵である。

弁護士が聞いた噂によれば、バトルビーは、ワシントンの「デッドレター・オフィス Dead Letter Office」で働く下級役人だった。デッドレター・オフィスとは、通常の郵便業務では処理できない「配達不可能郵便 dead letter」を取り扱う公的機関である。その噂について述べた後、弁護士は注目すべき次のような発言をしている。

Dead letters! Does it not sound like dead men? (41)

ここで「配達不可能郵便 dead letters」は、“dead”という語を通じて、「死んでいるものたち dead men」に接続されている。この接続は極めて重要だ。この二つの言葉の併置によって可能となった“dead”という概念こそ、この物語における比喩表現のエコノミーを決定しているからである。例えば、このテキストはバトルビーを形容する言葉を中心として「死人のような cadaverous」「幽霊 ghost」「死壁 dead wall」「市刑務所＝墓 the Tombs」など、多種多様な「死」に関連する比喩であふれている。しかし、これらの「死」をめぐる比喩系を単純に既存の「死」のイメージに回収して理解することはできない。それらは常に“dead letter”における“dead-ness”、つまり「配達不可能性」をめぐる組織化されているからだ。

「幽霊」の比喩はこの地点から理解できるだろう。「配達不可能郵便」は次のように語られている。

On errands of *life*, these [dead] letters speed to *death*. (41)

通常、手紙は差出人と宛先を持つ。そして手紙は、宛先という郵便空間のなかの特定の位置に届けられることで、その使命、その「生」を全うする。他方、差出人不明・宛先不明の「配達不可能郵便 *dead letter*」は、どこにも届けられることができず、その「生」を全うすることができずに「死」(焼却される)にいたる。だとすれば、“*dead letter*”における“*dead*”という語を、単純に「死」を意味するものとして考えることはできない。なぜなら「配達不可能郵便 *dead letter*」は、「生」を全うすることはできないが、まだ完全に「死」に至ってはいないという未決定なあり方をしているからである。それはいわば手紙の「幽霊」的なあり方だとは言えないだろうか。「配達不可能郵便」は、生きてはいないが未だ完全には死んでいない手紙、未だ生を全うしていない手紙なのだ。この地点から考えるとき、「幽霊」として語られるパートルピィは一種の「配達不可能郵便」(*the dead*)として弁護士の前に出現しているのだといえるだろう⁶。パートルピィは、まさに、自分が誰なのか、どこから来たのかを語らず、自分の履歴＝歴史についてもなんら語ることはない、差出人不明、かつ宛先不明の人物なのだ。弁護士は次のように語っている。

[H]e had declined telling *who he was*, or *whence he came*, or *whether he had any relatives in the world*. (21)

[H]e seemed alone, *absolutely alone* in the universe. A bit of wreck in the mid Atlantic. (26)

パートルピィは、「配達不可能郵便」のように、世界との連関から切り離された、いわば、「難破した」手紙として弁護士のもとに届いている。パートルピィが何度も「幽霊 *apparition/ghost*」として言及されるのはそのためだといってよい。パートルピィは「癒せないほど見捨てられた *incurably forlorn*」(10) というような言い方もされているが、いずれにせよ、パートルピィは「大西洋のど真ん中の難

波船)のように、通常の交通路(コミュニケーションの回路)から外れた「絶対的な孤独」を体現する人物なのである。先に、バトルビーの奇怪な決まり文句が非一意味(non-sense)として「共通感覚 common sense」の空間を驚かすということを言った。しかし、同じ事はバトルビーについて言える。バトルビーは、いわばどこにも届けることのできない「デッド・レター」であり、まさにそのような特定の意味に送り届けることのできない「非一意味」として、弁護士を動揺させ、驚かしつづけるのだ。

3. 「私は、特定ではない」

バトルビーが一通の「配達不可能郵便」だとすれば、バトルビーという「幽霊」に憑かれた法律事務所は一つの郵便局、あるいは、デッドレター・オフィスとして比喩的に考えることが可能だろう。そしてさらに、バトルビーと弁護士の関係は、一通の「配達不可能郵便」とその宛先を探索する郵便配達人(デッドレター・オフィスの職員)の関係に喩えられる。弁護士は、宛先なき「配達不可能郵便」をなんとか配達しようとするポストマンなのだ。では、「配達不可能郵便」の比喩から考えるとき、非一意味(non-sense)としてのバトルビーが弁護士の理性的空間(common sense)を驚愕させつづけるという事態をどのように考えることができるだろうか。この問いに答えることによって、「バトルビー体験」をさらに展開させることができるだろう。

ここで一本の補助線を引くために、バトルビーのもう一つの奇怪な決まり文句“I am not particular”に注目しておこう。バトルビーがこの言葉を発するのは、弁護士が何とかしてバトルビーをどこか別の勤め口へ「配達しよう」とする場面においてである。弁護士はバトルビーに様々な職を提案する。「書記」「繊維製品屋の店員」「バーテンダー」「商人の使い」「旅の付添人」等々。しかし、バトルビーはそのいずれの提案も拒否し、この奇怪な言葉“I am not particular”を最期に口にする。この言葉が奇怪なのは、その言葉が言っていることと実際にやっていることの間には齟齬があるからである。この言葉は、通常の文脈において「私は、好みがうるさいわけではありません」を意味する。しかし実

際には、パートルビィは弁護士の提案をことごとく拒否する極めて好みのうるさい人物として振る舞うのだ。その意味で、この決まり文句も、“I would prefer not to”と同様に、弁護士の「一般的判断力 common sense」には回収不可能な「非一意味」、いわばどこにも送り届けることのできない「配達不可能な文字列 dead letters」と考えることができるだろう。しかし、この言葉に関しては、さらに重要なことがある。それは、この決まり文句 “I am not particular” が、決定的な仕方でもパートルビィのあり方を言い当てていることである。

極めて逐語的に翻訳すれば、“I am not particular” は、「私は、特定ではない」とパラフレーズすることができる。パートルビィが「特定の」存在ではないとはどういうことか。次のようなパートルビィの行為を想起しよう。パートルビィは、弁護士が「常識」に従って要求する「特定の」仕事をことごとく拒否し、弁護士が「常識」に従って提案する「特定の」職場をことごとく拒否していた。パートルビィは、一貫して「特定性 particularity」を拒否しているのである。「私は特定ではない」という決まり文句は、パートルビィのこのようなパフォーマンスをコンスタティヴに言い直したものとして理解できるだろう。ただし、見落としてならないのは、パートルビィによる「常識 common sense」の拒否と「特定性 particularity」の拒否が常に一対のものだということである。どういうことか。「郵便」の比喻で考えよう。通常、手紙は宛先を持つ。では、宛先とは何か。宛先とは、手紙が配達されるべき「特定の」場所である。この宛先の「特定性」がそれ自体として存在するのではなく、常に「一般性」に支えられていることに注意しよう。宛先は、例えば「郵便番号……県……市……町……番地」と表現されるように、常にある「一般的な」差異のシステムの中の「特定の」位置として指示される。「特定性 particularity」は、常に「一般性 common-ness」に支えられ媒介されて成立しているのだ。ならば、「常識＝共通感覚 common sense」とは、個々のものを「特定の」ものとして「一般性」の領域にとりこみ、秩序づける回路なのだといっていいただろう。そして、パートルビィは、「私は、特定ではない」という言葉によって、まさにこの「一般性－特定性」の回路そのものを拒否する自らのあり方（配達不可能性）を語っているのである。整理しておこう。パートルビィの “I am not particular” という奇様な決まり文句は、パートルビィのあり方を理解する上で二重の意味で重要である。第一には、先に述べたように、そのパフ

フォーマティブな効果である。この記号は、“I would prefer not to” 同様に、非-意味 (non-sense) として弁護士の理性的空間 (common sense) を驚かす。このパフォーマティブな効果は、バトルビーのパフォーマンスが弁護士に対して持つ効果を象徴している。第二には、この決まり文句が同時になぜそのような効果がおこるのかということ Konstativ に説明していることである（「私は特定ではない」）。バトルビーはどこまでも理性的空間、つまり「一般性-特定性」の回路には回収不可能なあり方をしているのだ。

「配達不可能郵便」の比喻は、バトルビーの「非-意味」性を必然的にコミュニケーションの問題に接続する。一般に手紙の「意味」とは、当の手紙が何らかの伝達プロセスを経てある特定の宛先に届けられることによってはじめて見出されるものである。⁷ だとすれば、デッド・レターとしてのバトルビーのあり方は「未-意味」あるいは「未-特定」という言葉でマークできるだろう。バトルビーは「未だ特定の意味に到達していない」手紙だからである。しかし、この手紙は同時に、ある未来において「特定の意味に到達するかもしれない」手紙であり、この未決定なあり方が弁護士（郵便配達人）を窮地に追い込んでゆくのだ。デッド・レターは未だ完全には死んでいない手紙であり、バトルビーがどんなに「一般性-特定性」の回路を拒絶するにせよ、その配達可能性はゼロではない。弁護士は、そこからあらゆる手段を尽くした宛先探索を始めることになるだろう。非-意味から未-意味へ、弁護士の困難はここに始まる。

4. 決定の論理と「受け身の抵抗」

弁護士の「バトルビー体験」は、非-意味 (non-sense) によって理性 (common sense) が突き放され中断させられるという唐突な驚愕の体験として始まっている。しかし、弁護士は書記として雇っているバトルビーの奇怪な抵抗をそのまま放っておくわけにはいかない。ここで弁護士は、理性という「一般的判断力

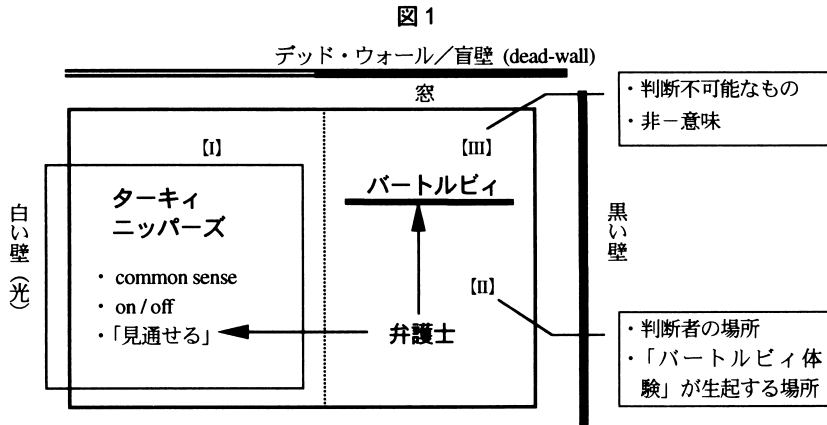
common sense」によっては判断不可能なものを何とか判断しようとする判断者の場所に立たされる。「非-意味」として遭遇されたバトルビィは、それに再び応答しようとする弁護士にとっては、頑固に配達を拒絶する手紙（未-意味）として現われているのだ。弁護士は次のように語っている。

Nothing so aggravates an earnest person as a *passive resistance*. If the individual so resisted be of a not inhumane temper, and the resisting one perfectly harmless in his passivity; then, in the better moods of the former, *he will endeavor charitably to construe to his imagination what proves impossible to be solved by his judgment*. [. . .] But this mood was not invariable with me. The passiveness of Bartleby sometimes irritated me. (15)

弁護士は、バトルビィという「判断力によっては解決不可能なもの」をなんとか解釈／判断しようとする。それは、非-意味 (non-sense) に直面しながらもなんとかそれを理性的空間 (common sense) のなかに位置づけ、意味をなす (make sense) ものにしようとする努力である。これは、非-意味に対する理性の応答の試みであり、「配達不可能郵便」を配達するために「特定の」宛先をなんとか探そうとする郵便配達人の努力である。ここには、非-意味 (non-sense) と理性 (common sense) の間の不断の折衝がある。よって、この段階における「バトルビィ体験」の構造は、弁護士によって代表される論理とバトルビィによって代表される非-論理の折衝の過程として理解できるだろう。弁護士が代表する論理とは、もちろん「共通感覚」の論理である。この論理は、バトルビィを、なんとか「一般的な」システムのなかに同一性を持った「特定の」存在として位置づけようとする。これは、「あれか、これか either/or」の論理、つまり二者択一的な決定の論理と言い換えることもできるだろう (“Now one of two things must take place. . .” (194))。それに対して、「配達不可能郵便」としてのバトルビィは、「あれか、これか」の二者択一的な決定の論理に対する抵抗、「あれでも、これでもない neither/nor」として現れ、「あれか、これか」の論理が提示する「特定の」決定を常に突き崩そうとするだろう（「私は特定ではない」）。この「受け身の抵抗」が、弁護士の決定可能性の論理 (common sense) を驚愕させつづけるのだ。⁸

この両者の衝突・折衝は、法律事務所のなかで生起する。そしてこの両者の関

係は、法律事務所内部の配置として物語のなかに書き込まれている。図 1 を用いて説明しよう。



[I] の空間は、「common sense」という決定可能性の論理が支配する論理空間である。ここは、ニッパーズ、ターキーといった書記たちの仕事場所であり、二項対立的な「on/off」の空間である（ターキーのエキセントリックな行動は、午前中は off、午後には on、逆に、ニッパーズのは午前中が on、午後には off⁹）。またこの場所は、「光」が差し込む「白い壁」に面した空間でもある。それに対し [III] は、非-意味の空間、つまり、決定不可能なもの、判断不可能なものの空間であり、バトルビーの仕事場所である。またこの場所は、「白い壁」でも「黒い壁」でもない「デッド・ウォール dead-wall」に面している。そして残った [II] の空間こそ、「バトルビー体験」が生起する弁護士の場所であり、二つの論理が衝突する場所である。この弁護士の場所 [II] と他の書記たちの場所 [I] が連続性を保持していることに注意しよう。それは一応仕切られてはいるものの、しばしば開け放たれるし、しかもこの仕切りは光を通す「すりガラス」でできている。弁護士にとって、他の書記たちの場所 [I] は、親しみ深い「見通せる」空間であり、「光」がさす理性的な空間としてあるのだ。他方、バトルビーのいる [III]

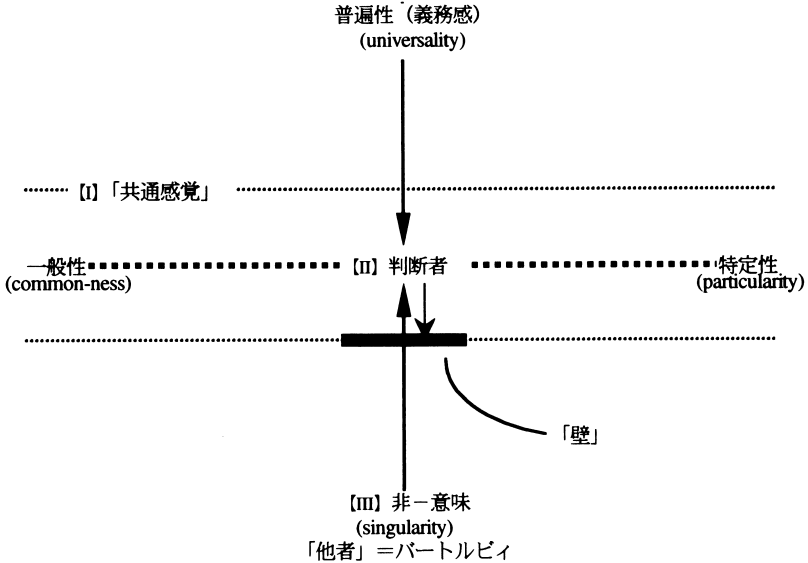
の空間は、弁護士のいる【II】の空間から「見通せない」。この二つの空間を切り離している衝立てが、弁護士のバトルピエへと向かう「視力 sight」をはねかえすからだ。重要なのは、弁護士の場所であるこの【II】の位置関係である。

この物語で「バトルピエ体験」として問題化されているのは、象徴的な意味で、全てこの【II】の空間で生起する事件である。この【II】の空間こそ、一般的判断力 (common sense) が、判断不可能なもの (non-sense) に出くわし、突き返され、さらなる応答を試みようとする場なのだ。弁護士のこの体験が「二者択一不可能な状況 dilemma」(14)、と呼ばれていることは重要である。後に述べるように、弁護士は二つの仕切りの中で板挟みになり幾度も立往生してしまうからである。だとすれば、象徴的な意味では、この理性的空間のリミットとしてある透視不可能な「仕切り」こそ、弁護士が幾度も突き返されつづける奇怪な壁——「盲壁 *dead-wall*」なのだといっていだろう。

5. 判断者の位置とディレンマの体験

この物語において、「判断」は弁護士の判断力に亀裂が走る場所、つまり「一般性—特定性」の回路が脱臼する地点において要請される。そしてこの回路の脱臼を引き起こすものこそ、理性的空間の外から弁護士へと向けて突如として介入してくるバトルピエである。ここで、議論を進めるために、法律事務所のなかに配置されたこの三つの空間を図2のようにさらに形式化しておこう。

図 2



先に述べたように、“common sense”の空間【I】は、個々の特異なものを同一性を確認できる「特定の particular」ものとして「一般性 common-ness」に繋ぐ回路である。そして弁護士は、その回路を繋ぐ媒介者、つまり、個々の特異なものを「特定の」ものとして「一般性」に繋ぐ判断者として【II】の場所にいる。¹⁰ それに対して、バトルビーは、非-意味、あるいは非-特定として【III】の位置にいる。バトルビーの場所は、“common sense”の回路の外であり、この外から弁護士の場所、「一般」と「特定」を繋ぐ判断者の位置【II】に向けて突如として介入してくる。バトルビーは、この「一般性-特定性」の回路に奇怪な「否」を突きつけ、その回路を切断・脱臼させてしまうのだ。全ては、この衝撃的な出会いから始まる。弁護士の「判断」が要請されるのは、まさに、“common sense”に亀裂が走ったこの場所においてである。ここで、「一般性-特定性」の回路にとっては絶対的な異質性として遭遇されるバトルビーを「他者」¹¹と呼ぶとす

れば、「判断」は、この「他者」との衝撃的な出会いに対する応答として始まるのだといっている。¹²

弁護士の「判断する」という行為は、「一般性—特定性」の回路が脱臼した地点で、非—意味 (non-sense) としてのバトルビィを何とか「意味をなす make sense」もの、「特定の」ものにしようとする試みとして考えることができる。弁護士は、驚愕させられながらも、なんとか「特定の」宛先を探そうとするのだ。それは先に述べたように、非—意味 (non-sense) と理性 (common sense) の間の不断の折衝である。例えば、弁護士は奇妙な抵抗を続けるバトルビィを「気の毒なやつ」という「特定の」ものとして認めようとしたり、逆に、退職金を手渡し事務所を出て行くよう (別の住所=宛先 address につかせようと) 説得したりする。¹³ しかし、バトルビィはどこまでも宛先なき「配達不可能郵便」として抵抗し、弁護士の試みはことごとく失敗しつづける。敗走をつづける弁護士はついに窮地に追い込まれ、息切れしながら次のような言葉を吐いている。

What shall I do? I now said to myself, buttoning up my coat to the last button.
What shall I do? what ought I to do? *what does conscience say I should do with this man, or rather ghost?* (33)

これは、法律事務所に憑いた「幽霊」バトルビィを強制的に追い出すか、それとも雇いつづけるかという問題に直面した場所での問いである。バトルビィを“common sense”の空間に位置づけようとする試みは失敗しつづける、弁護士は判断の不可能性に突き当たりつづけている。この時点でバトルビィは既にあらゆる「特定の」仕事を放棄してしまっており、しかも法律事務所を出てゆくということも拒絶しつづけている。バトルビィを法律事務所に雇いつづけることは弁護士にとってもはや耐え難い。しかし同時に、弁護士にとってはバトルビィを強制的に追い出すことも耐え難い。弁護士は「配達不可能郵便」を配達することもできず、焼却することもできず、そのどちらも選べず、二律背反に引き裂かれる。弁護士は、乗り越え不可能な「壁」に突き当たっているのだと言っている。彼はそれ以上進めない。にもかかわらず、弁護士は、どうかしなくてはならない。この抜き差しならない状況こそ「私はどうするべきか」という問いの意味するところである。「どうにもならない、にもかかわらず、どうかしなくてはな

らない」という切迫したディレンマの体験こそ、この作品が提示している「判断する」という行為の条件である。

6. 飛躍としての判断

「判断する」という問題は、「どうすべき (should do) か」という具体的な実践の問題として弁護士の前に立ちはだかっている。判断不可能なものを判断しなければならない弁護士にとって、「判断する」という行為は、決断、一つの飛躍として現れざるをえない。例えば、文書のコピーを含むあらゆる仕事を拒絶するパートルビーに対して弁護士は前代未聞の義務免除を認めている。弁護士のこの決断は、「共通感覚 common sense」を飛び越える飛躍なしにはありえなかった判断である。さらに、法律事務所の移動、パートルビーを自分の家に引き取るといった提案も含めて、弁護士の判断は常にある途方もなさ、唐突さを持っているといっている。この作品における「判断する」という行為は、理性 (common sense) が切断された地点での飛躍としてあるのだ。しかし、重要なことは、これらの判断がパートルビーという「他者」との関係の肯定としてあるということである。パートルビーを強制的に追い出す（「配達不可能郵便」を焼き捨てる）という選択も常にありえた選択なのだ。弁護士は次のように語っている。

My first emotions had been those of pure melancholy and sincerest pity; but just in proportion as the forlornness of Bartleby grew and grew to my imagination, did that same melancholy merge into fear, that pity into repulsion. [. . .] To a sensitive being, pity is not seldom pain. And when at last it is perceived that such pity cannot lead to effectual succor, common sense bids the soul be rid of it. (22)

ここで語られていることは、「共通感覚」を攪乱しつづける「他者」に対して「共通感覚」がどのようなリアクションをとるかということである。パートルビーの「打ち棄てられたありかた forlornness」、つまりその「配達不可能性」は、「共通感覚」の空間を掻き乱しつづけるが、それに対するリアクションとして「共通感覚」は、「他者」を否認しようとするのだ。それがこの場面で「恐怖 fear」、ある

いは「拒絶的反感 repulsion」としてあらわれている反応である。「共通感覚」は、弁護士に、バートルビという「他者」との関係を否認せよと命じるのである（逆に、「憂鬱」「哀れみ」は、バートルビという「他者」との関係から派生する感情である）。デッドレター・オフィスは、一定期間宛先探索をしたデッド・レターは焼き捨てよと命じるのだ。

先に、「どうにもならない、にもかかわらず、どうにかしなくてはならない」という切迫したディレンマの体験こそが「判断する」という行為の条件であることをいった。問題は、この「どうにもならない」という切迫した状況（「壁」）の構造である。弁護士（判断者）が突き当たるこの極度に切迫した状況は、「他者」を排除してしまいたいという感情と「他者」になんとか応答したいという感情が両極分解した状況である。攪乱された「共通感覚」は弁護士に「他者」との関係を否認せよと命令し、他方、「他者」は弁護士に、にもかかわらず私との関係を保持せよと命令する（“I would prefer *not* to quit you.” (29)）。「共通感覚」に応答するには、「他者」を裏切らねばならず、「他者」に応答するには、「共通感覚」を裏切らねばならない。「判断」は、「他者」との衝撃的な出会いに対する応答として始まっていた。しかし、その応答は、こうした二つの背反した呼びかけに対する二重の応答としてなされなければならないのだ。弁護士の「判断する」という行為が突き当たる困難（「どうにもならない」）とは、「共通感覚」の命令と「他者」の命令という背反する呼びかけに対して同時に応答しなければならないという不可能なものである。「あれか、これか either/or」の決定可能性の論理は、「あれでも、これでもない neither/nor」という決定不可能性に座礁し、せっぱつまった「あれか、これか」の瞬間において「あれも、これも both/and」という自己分裂的な決定（＝飛躍）を強られるのだ。

弁護士は、判断を前に、いかに判断するにせよ、もはや自らの判断を十全に正当化する根拠をもたない。正／不正に根拠を与える通常安定した「共通感覚」は宙づりにされ、判断者は、切迫した奇怪な「壁」を前に、一切の見通しを奪われるのだ。しかし、この闇を割って決断せよ、飛躍せよという命令こそ「他者」に対する「義務感 sense of duty」(37) という「普遍的な universal」命令なのである。「普遍性 universality」とは、「一般性－特定性」の回路が脱臼した地点において、にもかかわらず、その場で、「他者」に応答せよという要求であり、「共通感

覚」の裂け目から聞こえる、この裂け目を通過せよという極度に切迫した要求なのである。いずれにせよ、バートルビーに対して公正であろうとすれば、弁護士の「判断」は、常に不可能な判断、自己分裂的な実践であるほかない。そして、その判断は、判断するという特異な瞬間においては、その行為を正当化しうるいかなる根拠ももたない。だとすれば、「判断する」という自由な行為のなかで「共通感覚」の空間から逸脱した正／不正の彼岸、「絶対的な孤独」に放り出されるのは、むしろ弁護士（判断者）の方である。

7. バートルビーに公正であること

弁護士にとって「判断する」ことは試練である。試されているのは常に弁護士自身だからだ。しかし、バートルビーを公正に判断することの可能性は、判断の不可能性（「壁」）に直面し、そこにおいて不可能な判断を果敢に試みるという試練を通過することなしにありえない。「判断」とは、判断できないというディレンマの経験を突き抜けるほかない行為なのだ。そして、判断不可能性に直面しながらその不可能性そのものを断つという試練の体験こそ「バートルビー体験」の核心である。しかし、この作品における「判断する」という行為においても一つ見落としてはならないことがある。それは、「判断」が常に判断者が「欲したほどうまくはいかない」ということである。弁護士は事務所を移動する場面を次のように語っている。

I stood in the entry watching him a moment, while *something from within me upbraided me*.

I re-entered, with my hand in my pocket — and — and *my heart in my mouth*.

“Good-bye, Bartleby; I am going — good-bye, and God some way bless you; and take that,” slipping something in his hand. But it dropped upon the floor, and then, — strange to say — *I tore myself from him whom I had so longed to be rid of.* (34)

弁護士にとって「判断する」という行為は、身を引き裂くような決断の体験である。それは、頭の問題であると同時に分裂した心臓の問題だといってよい。この場面において弁護士は、「雇い続けたい、雇い続けることができない」、「追い出

したい、追い出せない」という二律背反、両極に分解した感情のなかで、どちらを選択することもできず、自らが事務所を立ち去るという異常な一歩を踏み出す。パートルビィに対して今ここで決着をつけねばならないという極度の切迫感がこの判断を強いている。しかし、決着はつかない。決着は先送りされるのだ。弁護士は、いわば、この決断を最後に、困難な判断者の立場、パートルビィという「他者」との関係から逃げだそうとしてるのだといってもよい。しかし、それは彼が「欲したほどうまくはいかない」。例えば、事務所を移動した後、弁護士のもとにある男がやってきて次のように言う。「あなたはあそこに残してきた男に対して責任 (responsible) がある」(34)。弁護士がたとえ地の果てまで逃げようと、パートルビィという特異な「他者」との関係、パートルビィに対する応答可能性からは逃げられない。「判断」への責任は、「判断」の後もお残存するのだ。

責任 (responsibility) とは、まず、先行する他者の呼びかけに対して応答する (respond) 責任である。全ては、他者の呼びかけから始まっている。¹⁴ 弁護士は、この呼びかけに応答したいと思う。しかし同時に、その呼びかけを否認したいと思う。パートルビィという「他者」の呼びかけは、弁護士にとって危険な呼びかけであり、それを認めることは、先に述べたように、彼を窮地に追い込むからである。しかし、弁護士は、それに応答せざるをえなくなる。事務所の家主や他の借家人たちは、パートルビィを立ち退かせるよう弁護士に要求するのだ。言換えれば、彼らは、パートルビィに対する責任を弁護士に「送り返す」のである。もし人が「配達不可能郵便」を自分の郵便ボックスに見つけたなら、それを間違えて届けられた郵便として郵便配達者に送り返えそうとするのは当然だろう。

「判断」は他の誰かに変わってもらうことはできない。¹⁵ 弁護士はまたこうして「壁」に直面することになる。

再び弁護士はもとの法律事務所にもどり、そこを離れないパートルビィに対してその場所を立ち去るよう説得する。しかし、パートルビィは、それに応じない。弁護士を取り巻く「共通感覚」は、「他者」を排除せよと弁護士に命令し、「他者」は、にもかかわらず私との関係を保持せよと弁護士に命令する。弁護士はまたしても「共通感覚」の命令と「他者」の命令という背反する呼びかけに対して同時に応答しなければならないという試練に直面する。弁護士の果さねばならない「責任」とは、ここでも、他の人々の呼びかけと、パートルビィという「他者」の呼

びかけという背反する二つの呼びかけに対して同時に応答 (respond) しなければならないという二重の責任 (responsibility) なのだ。弁護士は、ここで思い切っ
て、一緒に自分の家に来ないかとパートルビーに提案する。しかしこの試みも
パートルビーによって拒否される (“I would prefer not to. . .” (37))。そして弁護士
は、その場所からついに逃げ出してしまう (“I answered nothing; [. . .] rushed from the
building. . .” (37))。

その後パートルビーは、事務所の家主によって「浮浪者」として「市刑務所＝
墓 the Tomes」へと「届け」られることになる。ここに判断者は不在である。あ
るいは責任は不在であるといってもいい。事務所の家主は単に「慣例 common
usage」に従ってパートルビーをしかるべき宛先に「転送」したのだ。市刑務所
は “a common jail” とも呼ばれているが、それは明らかに既存の「共通感覚 common
sense」が支配する空間である。「配達不可能郵便」として抵抗をつづけていたパ
ートルビーは、そこで「浮浪者」という「宛先」を強制され、「一般性－特定性」
の空間に回収可能な「特定の」ものとして同定化されてしまう。「共通感覚」に
よって封じ込められたパートルビーは、同一性を確認できる差異、「特定性」へ
と固定化されてしまうのだ。パートルビーは、刑務所のなかで、「私は自分がど
こにいるか分かっています I know where I am」 (38) と言っている。これは、「共
通感覚」の空間のなかに特定の「宛先」をむりやり強制された者の言葉である。
デッド・レター (dead letter) としてのパートルビーは、ここにおいて真に死 (death)
の危機にさらされているといってい。

パートルビーを「浮浪者」として刑務所へ入れるという判断を下したのは、弁
護士ではなく家主である。しかし、これによって弁護士の責任 (responsibility)
が消滅したわけではない。特異な「他者」との関係から逃げることなど不可能で
ある。むしろ弁護士は、この不当な結果に責任を負うことになるだろう。なぜな
らこれは、弁護士がパートルビーという特異な「他者」の呼びかけを否認した結
果だからである。弁護士はパートルビーの呼びかけに応答しなかったのだ (“I
answered nothing” (37))。パートルビーは「浮浪者」として決定された。しかし、
それによって全てが終結したわけではない。弁護士は、それに対して再び応答す
る「義務」がある。弁護士だけは、パートルビーに対してなされた判断が「判断」
なき不当な処置であったことを記憶しているからだ。弁護士は、市刑務所（「共

通感覚」の空間)を訪れ、パートルピイに対して別の決定がなされるよう訴えることになるだろう(「実際それがどんなものなのかは分からない」(38)としても)。応答可能性(=責任)は未だ存続しているのだ。刑務所のなかで「パートルピイ」と呼びかける弁護士に対して、パートルピイは、「私はあなたを知っています I know you」(38)と答えている。このことは、弁護士とパートルピイの関係が依然として「一般性」の領域には還元不可能な関係(わたし—あなた)として存続していることを示している。しかし、結局パートルピイは、この「市刑務所=墓 the Tombs」のなかで死に至る。この死はけっして偶然ではない。特異な「他者」との関係が否認された時点で、パートルピイは既に殺されていたのだ。パートルピイは先の言葉に続けてこう言っている。「そして、あなたには何も言いたくありません」(38)。

パートルピイの記憶は、弁護士の記憶空間のなかに、ある過剰な記憶として残存する。それは、歴史が「他でもありえた」という偶然性の記憶であり、過去における事前性の記憶である。¹⁶ それは「共通感覚」(共同体)の内部からはけっして「見えない」。「共通感覚」の論理とは、「手紙は常に宛先に届く」という理想化された郵便制度の論理、つまり、「現在」に届いたものだけが歴史であるという事後性の論理(「現実的なものは合理的である」)が支配しているからである。そこでは、焼き捨てられた無数の「配達不可能郵便」の存在は隠蔽されているだろう。しかし、弁護士には、パートルピイをめぐる試練の記憶、判断の事前性の記憶が残存する。それは透明な意味としての記憶ではない。それは、自らの記憶空間に残存する解消不可能な異物であり、それに直面するとき、過去を見る安定した「現在」の視座そのものが瓦解してしまうような絶対的に過剰な記憶である。それはいわば、非一意味のとしての記憶、判断者の記憶空間を驚かす「幽霊」だといってもいいだろう。パートルピイの死後も、弁護士の記憶空間のなかには、この「幽霊」が残存する。「パートルピイ体験」についての物語(history)を語っているのは弁護士であるが、それはそもそもこの「幽霊」に対する取り返しのないつかない遅れた応答として始まっているのだ。たとえどんなに歴史的情報が欠落しているとしても、弁護士は「幽霊」に応答するという代替不可能な行為を反復しなければならない。「幽霊」は、過剰な記憶として、判断者の前、差し迫った未来に突如到来し、再び、別の判断、別の決定がなされることを要求するからだ。

そしてそれに応答できるのは弁護士しかいない。物語の最期の強い叫び：「おおバトルビー！ おお人間！」(41) は噴出した弁護士の語りの基調低音であり、同時に、弁護士の語りそのものに先立つ過剰な記憶の炸裂である。¹⁷

* * *

「判断」が要求するのは、「他者」との遭遇という根源的な受動 (passive) 体験から始まる起死回生の情熱 (passion) である。「他者」は「共通感覚」に回収することのできない根源的な否定を突きつけてくる。それは判断者の足場そのものを突き崩すような否定であり、人はここで躓く。しかし、「判断」はここから始まる。「判断」とは、この根源的な否定性を恐れおののきながらも肯定し、その肯定を判断するという行為そのものによって強く再肯定することだからである。バトルビーの墓場となった市刑務所は、皮肉にも「正義の館 the Halls of Justice」(38) と呼ばれている。しかし、公正であること、公正に判断する (doing justice) ことに可能性があるのだとしたら、その可能性は、「正義」のリミットにしかない。「判断」の可能性は、乗り越え不可能な「壁」に自分の頭をぶつけることなしにありえないのだ。このテキストが語っているのは、たった一つのこと、「バトルビー体験」の肯定、「判断する」という行為の肯定である。それはどんな解答も不可能になった地点で、にもかかわらず既存のどんな解答に後退することも拒み、「壁」に向かって生き始めようとするものの強い肯定である。■

* * *

草稿段階の本稿を、日本アメリカ文学会東京支部月例会 (1999年3月27日、於慶應義塾大学) で口頭発表した。

* * *

¹ 本論における「書記バートルビィ」の引用はすべて Herman Melville, "Bartleby, the Scrivener," Robert Milder ed., *Billy Budd, Sailor and Selected Tales*, (Oxford and New York: Oxford University Press, 1997)により、本文中では括弧内にページ数のみを記す。また引用文中にイタリック体による強調がある場合はすべて筆者による。

² ここで「バートルビィ体験 (Bartleby-Experience)」という用語を用いるのは、体験＝経験 (experience) という語の語源的な意味に関連している。「経験 ex-perience」という語が示すのは、それが「外 ex」の「危険 peril」と接触する出来事・事件であるということである。バートルビィという端的な「外」との遭遇は、内部／外部を決定する「内」の論理の自明性そのもの瓦解させ、さらなる法外な決定を弁護士に迫ることになる。

³ 「書記バートルビィ」は、自らのある特異な体験について語る弁護士の物語 (narrative) としてある。その意味でこの物語にある言葉はすべて弁護士によって語られた言葉であり、弁護士のものである。しかし、このことは、体験 (歴史) が弁護士の言葉によって我有化 (appropriate) されていることを意味しない。この一人称の語り手による体験記は、引用符に括られたバートルビィの言葉だけでなく、彼の体験そのものが「自分の言葉」に還元しきれない他性・外性を抱え込んでいることを示している。「バートルビィ体験」を語る言葉は、「自分の言葉」に我有化しきれないものをこそ語ろうとしている。

⁴ この作品において“common sense”を体現しているのは弁護士 (lawyer) である。本論では“common sense” (共通感覚) を広義の「法 law」、つまり弁護士の理性的判断力を支える「一般的な」規範、規則、法則として考える。それは出来事に意味を与える「意味」のネットワークでもあり、ある共同体に「共通に」適用されている「一般的な」規則、規範である。

⁵ 「非-意味 non-sense」は、意味／無意味の対立を支える「意味」の空間 (common sense の空間) には回収不可能な異物性・唐突性・物質性として体験される (それは意味の欠損ではなく、むしろ意味の絶対的過剰だ)。この作品の極めてコミカルな性格は、このことに関連している。例えば、フロイトが「ユーモア」を背かれた期待、あるいは切断された感情のエコノミーの問題として考察したことを想起されたい。また「ユーモア」に関するフロイトの次のような明察も見逃せない。「ユーモアのなかに含まれているのは諦めではなくして反抗である」(「ユーモア」『フロイト著作集3』人文書院、1979年)。

⁶ 本論における「郵便」の比喩に対する着目は、東浩紀のデリダ論『存在論的、郵便的 ジャック・デリダについて』(東京: 新潮社、1998年) にインスピレーションを受けた。「書記バートルビィ」において展開されているメルヴィルの思考は、唯物論的にいえば、明らかに「配達不可能郵便 dead letter」という語から分岐する諸比喩に立脚しながら展開されているのだ(「死」/「手紙」/「配達不可能性」等々)。周知のように、「手紙」の比喩が理論的主題として浮上する大きなきっかけとなったのは、「盗まれた手紙」(ポー) についてのラカンの論考(『盗まれた手紙』に関するセミナー) である。しかし、そこに「書記バートルビィ」の「手紙」を介入させてみればどうだろうか。デリダは、それを意識していなかっただろうか。ちなみに、*Gift of Death* (David Wills, trans. Chicago: University of Chicago Press, 1995) には、「盗まれた手紙」と共に「書記バートルビィ」に言及した註がある (*Gift of Death*, 10)。なお、デリダによるデッドレター・オフィスに関する直接的な言及は、“Envois”の1977年10月14日付の記述を参照されたい (*The Post Card*, 124-5)。

いずれにせよ、「書記バートルビィ」が書かれた19世紀中頃は、アメリカにおいて資本主義が飛躍的に拡大した時期であり、それと連動して郵便物輸送道路 (post roads) などの基盤が整い、郵便制度が確立された時期である (Joseph F. X. McCarthy, *Record of America: A Reference History of the United States* (Scribner, 1974) を参照されたい)。

⁷ デッドレター・オフィス (現在はメール・リカヴァリー・センターと名称を変えている) の職員は、「配達不可能郵便」を開封し、宛先探索の一環としてその手紙の内容を調べる特権を持っているとい

う。例えば、その職員が郵便物のなかにラブレターと指輪を見つけたとする。しかし、それによって、その手紙と指輪の「意味」はたして明らかになるだろうか。受け取り手であるはずの人にとってそれらの郵便物がどういう「意味」をもつかは常に未決定である。

⁸ 「受け身の抵抗 *passive resistance*」が抵抗でありうるのは、理性が提示する特定の決定に対して別の決定を安易に立てないところにある。それは、対立 (*anti-*) の構図を拒否する。言換えれば、それは弁証法 (対話法) を拒否する。もし、バートルビーが対立の構図に乗ってしまえば、理性はそれを簡単に止揚してしまうだろう。「受け身の抵抗」は、対立の土俵そのものを拒否することによって、“*anti-*”ではなく、“*non-*”でありつづけようとする運動である。

⁹ バートルビー同様に、ニッパーズ、ターキーも極めてエクセントリックな人物である。しかし、重要なのは、両者の「奇抜さ *eccentricity*」における決定的な差異である。ニッパー、ターキーは、その行為の奇抜さにもかかわらず、弁護士にとって最終的には理解可能なものである。彼らの奇抜な行動は、規則正しく生じし、結局は法律事務所 (理性的空間) の中で調和する。しかし、バートルビーの奇抜さは、まさに語の語源的な意味で、「常軌を逸している *ec-centric*」。バートルビーは、中心/周縁を秩序付ける「中心」そのものから逸しているのである。バートルビーは、その絶対的な異質性において理性的空間に根源的な不均衡をもたらすのだ。

¹⁰ 判断 (命題=認識) は、主語 (S) を述語 (P) に繋ぐことによって成立する (判断: S+P)。主語を述語と繋ぐということは、主語となる「特異な=単独的な *singular*」なものを「一般性」の回路 (カテゴリー) に繋ぐことによって「特定の *particular*」ものとするプロセスである。一つの判断が成立しそれが意味をなす (*make sense*) には、この「繋ぐ」というプロセスが必要不可欠なのだ。(しかし、非一意味としてのバートルビーは「特定の」ものとなることを拒絶し、絶えず「単独的なもの」の位置から「一般性-特定性」の回路を驚愕させつづけるが。) そしてさらに一般的に言うならこの「一般性-特定性」の図式は、カントの図式 (「悟性-感性」を繋ぐ回路) に対応しているといつてよい。いずれにせよ、判断 (認識) は、個別を一般に繋ぐことによって成立している。

¹¹ ここでバートルビーを「他者」という語で呼ぶのは、弁護士とバートルビーとの関係を明確にするためである。バートルビーは「共通感覚」という「一般的な」法則の外にあり、弁護士とはルールを共有していない。「他者」という語が示すのは、この両者の関係の非共約性 (*un-commensurability*)、あるいは、非対称性 (*un-symmetricalness*) である。

¹² 図 2 は、ジル・ドゥルーズが『差異と反復』の序論で提出した「普遍と個別」に関わる議論から示唆を受けている。ドゥルーズは、「一般性-個別性」の回路と「普遍性-特異性」の回路を区別した。しかし、メルビルの「バートルビー」というテキストは、それに先立ってこの二つの回路を区別し、さらにこの二つの回路が切り結ぶ地点を描き出している。本論が注目するのは、まさにその二つの軸が交差・衝突するクリティカルな地点だ。凡庸なロマン主義は、表象不可能な「個別性」を本来的なもの (より「一般的」なもの) として強調するが、それはたかだか凡庸な啓蒙主義のネガでしかない。「特異性=単独性 (*singularity*)」とは、「一般性-個別性」の回路に回収不可能な個性性であり、カントの図式で言えば、図式の外部、「もの自体」に対応する。

¹³ 弁護士は何度かバートルビーに退職金を手渡すことで事務所を出て行かせようとする。弁護士は、「貨幣」と交換に事務所を立ち退かせようとするのだ。しかしバートルビーは貨幣と交換されるとことを断固として拒絶しつづける。この作品空間の舞台は「ウォール街」という貨幣経済の中心地である。だとすれば、バートルビーのこの行為は極めて必然的な態度だといえるだろう。なぜなら、貨幣こそ個々の差異を「特定の」差異として価値づけ秩序づける、物質化された「共通感覚」だからである。商品は「特定の」価値を持つが、それは貨幣という「一般的な」基準によって交換されることを前提とした価値である。これは、「宛先」のメカニズムと同じだ。よって、退職金を手渡そうとする弁護士の試みは、「宛先」探しのパリエーションとして考えることができるだろう。しかし弁護士はこれに失敗しつづける。バートルビーは「一般的なもの」との媒介=交換をどこまでも拒むものとして弁護士の前に出現している。

¹⁴ 先に、「判断」は、他者との衝撃的な出会いに対する応答として始まるといったが、それは、この責任（＝応答可能性）の問題と連動している。誰かから「呼びかけられる」体験とは、まさに唐突で予測不可能な受動体験であり、出会いの体験である。呼びかけられたものは、それまでの自分の行動を唐突に中断（否定）され、それに応答するか、それを否認するかという選択を緊急に迫られることになる（例えば、急ぎの用事をしてる最中に鳴る電話のベルを想起されたい）。これは「壁」出現のメカニズムと同じである。「呼びかけ」は呼びかけられたものにとって根源的な否定性として体験されるが、それに対する応答は、この根源的な否定性を肯定する行為として現れるのだ。「判断」が倫理性を持つのは、このように「判断」（＝応答）が他者体験の肯定／否認に関わる行為だからである。

¹⁵ これと同じ事は、物語なかで何度も反復されている。例えば、「せずにすめばありがたいのですが」を繰り返すパートルビィに困り果てた弁護士は、「どう思う、ニッパーズ、すぐにパートルビィを解雇してもさしつかえないんじゃないか」と判断をニッパーズにゆだねようとするが、「失礼ながら、それはあなたのお決めになることで」（16）とすぐさまその決定の責任を送り返されてしまう。

¹⁶ 人は現在そうであるように、過去においても一寸先は闇の中で行為していたのであり、たとえその行為が特権的な「現在」から遡行的に語られるとき必然的なものとして合理化されるとしても、その過去における行為はつねに「他でもありうる」ぎりぎりの未来に面していたはずなのだ。「過去における事前性」とは、過去においてあったはずの切迫した未来（一寸先の闇）を意味する。

¹⁷ 「人並みに人間らしいところ」（12）のないパートルビィが「おお人間！ Ah humanity！」（41）と感嘆符つきで叫ばれることは重要である。弁護士は、非対称的・非共約的關係にある「他者」との關係をこそ「人間」の關係としてここで肯定しているからである。また、刑務所の中でパートルビィについて「あちらはあなたの友人（friend）ですか？」（38）と問われる場面で、弁護士は「はい Yes」とはっきり答えている。この作品においては、「友人」という概念も（「人間」と同様に）共通のものを媒介とする「一般的」關係ではなく、それに還元不可能な關係として肯定されている。

書誌

テキスト

Melville, Herman. "Bartleby, the Scrivener." Robert Milder, ed. *Billy Budd, Sailor and Selected Tales*. Oxford and New York: Oxford University Press, 1997.

参考文献

- Deleuze, Gilles. *Difference and Repetition*. Paul Patton, trans. New York: Columbia University Press, 1994. 財津理記『差異と反復』東京：河出書房新社, 1992年.
- . "Bartleby; or, the Formula." *Essays Critical and Critical*. Daniel W Smith and Michael A. Greco, trans. Minneapolis: University of Minnesota Press, 1997.
- Derrida, Jacques. *The Post Card: From Socrates to Freud and Beyond*. Alan Bass, trans. Chicago: University of Chicago Press, 1987.
- Gilmore, Michael T. *American Romanticism and the Marketplace*. Chicago and Illinois: University of Chicago Press, 1985. 片山厚、宮下雅年訳『アメリカのロマン派文学と市場社会』東京：松柏社, 1995年.

- キルケゴール, セーレン「おそれとおののき」『キルケゴール著作集5』前田敬作訳. 東京: 白水社, 1995年.
- Maddox, Lucy. *Removals: Nineteenth-Century American Literature and the Politics of Indian Affairs*. Oxford and New York: Oxford University Press, 1991. 丹羽隆昭監訳『リムーヴァルズ 先住民と十九世紀アメリカ作家たち』東京: 開文社出版, 1998年.
- McCall, Dan. *The Silence of Bartleby*. Ithaca and London: Cornell University Press, 1989.
- 高橋哲哉『デリダ 脱構築』東京: 講談社, 1998年.
- Taylor, Mark C. “Not Just Resistance.” *Notes*. Chicago and Illinois: University of Chicago Press, 1993. 浅野敏夫訳『ノッツ nOts デリダ・荒川修作・マドンナ・免疫学』東京: 法政大学出版局, 1996年.